

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県道路占用料等徴収条例	公 布 日	昭和43年3月29日
条 例 番 号	昭和43年三重県条例第10号	直 近 改 正 日	平成19年10月20日
所管部局課	県土整備部道路管理課	電 話 番 号	059-224-2675
条例の概要	道路法第39条及び第73条第2項の規定に基づき、県が徴収する占用料及び延滞金に関する事項について定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	道路法第39条第1項の規定により道路管理者は占用料を徴収することができ、また、占用料を納付しない者に対して同法第73条第2項の規定により延滞金を徴収することができることとされている。 道路管理の費用に充てるため占用料を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	占用料の額及び徴収方法に関する事項は道路法第39条第2項の規定により、延滞金の額及び徴収することについては第73条第2項により、条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	占用料の額及び徴収方法に関する事項は道路法第39条第2項の規定により、延滞金の額及び徴収することについては第73条第2項により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	道路法第39条及び第73条第2項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策351 道路網・港湾整備の推進
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	道路法第39条第2項及び第73条第2項に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される占用料は道路管理の費用として使用されており、効果及びコストの配分は適正と考える。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	納付される占用料は道路管理の費用として使用されており、効果は全ての県民に及んでいる。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から、道路法第32条第1項の規定により道路占用の許可を受けた者に対する使用料の徴収であり、公平性を欠いたものではない。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由		特記事項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	本則については改正の必要はないと考えるが、別表(占用料)については改定の検討が必要である。		無
					有効期限に関する規定の有無
					無